

2017年8月7日

インド特許意匠商標総局 (CGPDTM)
グプタ長官 殿

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

PPH の導入及び早期審査の要件緩和についての要望

日本機械輸出組合 (Japan Machinery Center for Trade and Investment) は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業 241社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の特許制度については強い関心を持っております。

近年、貴国は著しい経済発展を続けており、我が国の機械業界の企業にとっても事業展開先として有望視されています。

我が国から貴国への電気・電子、機械分野の特許出願件数は増加しておりますが、それに伴い審査待ち期間が長期化し、我が国の機械業界の企業にとり深刻な問題となっております。

本年5月に、貴国との知的財産分野での協力関係を拡大するアクションプランを締結するため、日本特許庁は貴国を訪問し、インド商工省産業政策振興局 (DIPP) アガルワル局長殿、インド特許意匠商標総局 (CGPDTM) グプタ長官殿と意見交換を行いました際、PPH の導入、早期審査の要件緩和を求めましたところ、早期審査については希望する具体的な要件緩和を要望すればご検討くださるといったコメントをアガルワル局長殿、グプタ長官殿よりそれぞれ頂戴したと、日本特許庁より伺いました。

貴国においては近年、知的財産重視の方向に政策転換を行い、審査官の大幅増員を進めるとともに特許規則を改正し早期審査制度を導入する等審査促進に取り組んで頂いておりますが、未だ充分とはいえません。会員企業の中には、過去のインド出願の相当数が未審査のまま特許庁に係属しており、インド国内での発明の実施に支障がでている企業もございます。

つきましては、PPH の導入及び早期審査の要件緩和を下記の通り要望いたします。

記

1. PPH の導入について

(1) PPH の導入による利点

PPH の導入により、先行技術調査結果や審査結果を、国際調査機関や各国特許庁との間で相互利用できるようになるため、インド特許庁の審査負担を軽減できると考えます。

また、多くの国の先行技術調査結果や審査結果を利用して審査することによって、特許要件を満たす可能性の高い出願につき特許権を早期に付与することが可能となり、インドにおける特許権の安定性や信頼性を高めることができるようになると思います。

さらに、安定した特許権を早期に得られることは、出願人にとっても大きな利益となります。

(2) PPH についての要望

インド-日本間の PPH 及び PCT-PPH（国際調査機関または国際予備審査機関にインドを指定することを要件としない）の導入を要望いたします。

2. 早期審査制度の要件緩和について

(1) 現行の早期審査制度の問題点

現行のインドの早期審査制度は、①スタートアップ企業であること、または②PCT に基づき国際出願し且つ国際調査機関または国際予備審査機関にインドを指定することという要件を満たすことを必要としています。

しかし、要件①に関しては、インド国外の企業が「スタートアップ企業」の要件を満たす可能性はほぼ無いと考えられます。また、要件②に関しては、インドの特許庁に英語またはヒンディー語で PCT 出願する必要があるため、日本企業にとっては日本の特許庁に日本語で PCT 出願するよりもハードルが高いと考えます。このように、現行の早期審査制度は、日本企業にとっては利用しづらいものとなっております。

(2) 早期審査制度に関する具体的な要望

(ア) 以下のいずれかに該当する場合、早期審査の対象とされることを要望いたします。

- A) 出願人、譲受人またはライセンシーが、発明の実施を開始している場合。
- B) 出願人、譲受人またはライセンシーが、実施する具体的な予定がある場合。
- C) 第三者によって実施されている場合。

(イ) 早期審査制度を利用した場合における、特許権付与までの期間を規則または運用上明確にしていきたいと考えます。

以上